

議案第 5 号

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように
制定する。

平成 3 1 年 3 月 2 0 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和60年茂原市教育委員会規則第
8号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の表中「番地の」を「番地」に改める。

別表豊田小の項中「2 5 3 1 番地」の次に「 2 5 5 3 番地 1 ～ 2 5 8 8 番地 3 」を
加え、同表萩原小の項「2 5 3 3 番地～2 5 8 8 番地の 3 」を「2 5 3 3 番地～2 5 5 2
番地 5 」に改め、同表富士見中の項中「2 5 3 1 番地」の次に「 2 5 5 3 番地 1 ～ 2 5
8 8 番地 3 」を加え、同表茂原中の項中「2 5 3 3 番地～2 5 8 8 番地の 3 」を「2 5 3
3 番地～2 5 5 2 番地 5 」に改める。

別表中「番地の」を「番地」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の茂原市立小学校及び中学校通学区

域に関する規則の規定により茂原市立小学校又は中学校に通学している学齢児童及び学齢生徒並びに当該児童及び生徒の弟又は妹の中学校を卒業するまでの通学区域については、なお従前の例による。

提案理由 豊田小学校及び萩原小学校並びに富士見中学校及び茂原中学校の通学区域の見直しを行うため、所要の改正を行うものです。